

第 6 9 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債  
発 行 要 項

- |  |  |   |
|--|--|---|
| 1. 発行者の名称  | 川崎市  | 川崎信用金庫  |
| 2. 発行総額  | 金 1 0 0 億円   | 東海東京証券株式会社  |
| 3. 発行の目的   | 令和5年度一般会計等資金及び下水道<br>事業会計資金  | 丸三証券株式会社  |
| 4. 発行日   | 令和5年7月31日  | セレサ川崎農業協同組合   |
| 5. 各公債の金額  | 1万円  | 株式会社SBI証券   |
|  | 本公債については、社債、株式等の<br>振替に関する法律（平成13年法律<br>第75号）の規定の適用を受けるも<br>のとする。  | 株式会社三菱UFJ銀行   |
| 6. 利率  | 年0.240パーセント  | 株式会社りそな銀行   |
| 7. 発行価額  | 額面100円につき金100円   | ゴールドマン・サックス証券株式会社   |
| 8. 償還金額  | 額面100円につき金100円   | パークレイズ証券株式会社  |
| 9. 償還の方法及び期限   |  | BNPパリバ証券株式会社  |
| (1) 本公債の元金は、令和10年6月20日にその全額<br>を償還する。  |  | 株式会社きらぼし銀行  |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前<br>日にこれを繰り上げる。   |  | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構   |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。   |  | 17. 発行代理人及び支払代理人  |
| 10. 利息支払の方法及び期限  |  | 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代<br>理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお<br>いてこれを取り扱う。 |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ<br>をつけ、令和5年12月20日を第1回の支払期日と<br>してその日までの分を支払い、その後毎年6月20日<br>及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年<br>分を支払う。 |  |   |
| (2) 発行日の翌日から令和5年12月20日までの期間<br>につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年<br>に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもっ<br>てこれを計算する。                            |  |   |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ<br>の前日にこれを繰り上げる。  |  |   |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。  |  |   |
| 11. 申込期日   | 令和5年7月25日  |   |
| 12. 募入方法   | 応募超過の場合は、本公債の引受並<br>びに募集取扱会社の代表者が適宜<br>募入額を定める。  |   |
| 13. 払込期日   | 令和5年7月31日  |   |
| 14. 募集の受託会社  | 株式会社横浜銀行（代表）<br>株式会社三井住友銀行   |   |
| 15. 引受並びに募集取扱会社  | 株式会社横浜銀行（代表）<br>野村證券株式会社<br>SMB C日興証券株式会社<br>みずほ証券株式会社<br>大和証券株式会社<br>株式会社みずほ銀行<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社<br>岡三証券株式会社<br>株式会社三井住友銀行 |   |

以 上